

(参考)

○ 東日本大震災についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第十九号）（抄）（新旧対照条文）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>第一条（略）</p> <p>（特定非常災害に対し適用すべき措置の指定）</p> <p>第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として法第三条から第五条まで、第七条及び第八条に規定する措置を指定する。</p> <p>第三条（略）</p> <p>（法第七条の政令で定める地区及び期日）</p> <p>第六条 第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める地区は、東日本大震災に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条に規定する市町村の区域（東京都の区域を除く。）とする。</p> <p>2 第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める日は、平成二十六年二月二十八日とする。</p>	<p>第一条（略）</p> <p>（特定非常災害に対し適用すべき措置の指定）</p> <p>第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として法第三条から第七条までに規定する措置を指定する。</p> <p>第三条（略）</p> <p>（法第六条の政令で定める地区及び期日）</p> <p>第六条 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める地区は、東日本大震災に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条に規定する市町村の区域（東京都の区域を除く。）とする。</p> <p>2 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める日は、平成二十六年二月二十八日とする。</p>

※特定非常災害法改正により新たに第六条が追加され、条ずれが発生したことに伴う改正